

改正

令和7年12月23日告示第162号

伊達市「伊達な宣伝部長」設置要綱

(設置目的)

第1条 伊達市に関心と愛着を持ち、応援しようとする意志を有する人に、自らの活躍の場を通して本市の魅力を発信していただくことにより、本市の認知度及びイメージの向上並びに地域づくりの担い手となる関係人口や交流人口の増加に資するため、「伊達な宣伝部長」（以下「宣伝部長」という。）を設置する。

(任務)

第2条 宣伝部長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の積極的なPRに努め、イメージアップを図ること。
- (2) 広報紙、パンフレット、ホームページ等に本市への応援コメント等を寄稿すること。
- (3) 本市のイメージアップに資する提言や情報提供を行うこと。

(委嘱)

第3条 宣伝部長は、伊達市に関心と愛着を持ち、本市の魅力を幅広く発信することができる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 宣伝部長の任期は、2年とする。ただし、任期満了の日までに宣伝部長から辞退の申出がない場合は、再任することができることとし、その再任については任期を定めないものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別な事由があると認めるときには宣伝部長を解嘱することができる。

(報償等)

第5条 宣伝部長に対する報償費は支給しない。

2 市長は、第2条に規定する任務のために必要な次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 名刺
- (2) 本市の観光及び文化財を紹介した冊子等

(庶務)

第6条 宣伝部長に関する庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年12月23日告示第162号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(現に委嘱されている宣伝部長の任期)

2 この告示の施行の際、現に委嘱されている宣伝部長の任期については、当該宣伝部長の残任期間とする。